

就学援助制度のお知らせ

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費等の費用の一部を援助しています。

就学援助を希望される方は、申請手続きを行い、教育委員会の認定を受ける必要がありますので、児童生徒の在籍する学校又は軽米町教育委員会にご相談ください。

対象となる世帯及び援助の内容は次のとおりです。

1. 対象となる世帯について

- (1) 町民税が非課税・減免となっている世帯
- (2) 個人の事業税や固定資産税が減免されている世帯
- (3) 国民年金の掛金が全額免除となっている世帯
- (4) 国民健康保険料が減免されている世帯
- (5) 児童扶養手当の支給を受けている世帯（児童手当ではありません）
- (6) 生活福祉資金の貸し付けをされている世帯

※上記に該当しない場合でも、経済的な理由により援助が必要と認められた場合は該当となりますので、教育委員会事務局へご相談ください。

2. 援助内容について

(1) 学用品費等

- ア 児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
- イ 修学旅行、校外活動に係る交通費等の保護者が負担することとなる経費
- ウ 通学距離が、小学生は片道 4 km、中学生は片道 6 km以上の者に係る交通費（ただし、スクールバスを除く公共交通機関を利用する場合のみ対象）
- エ クラブ活動費（購入物品等に係る領収書の添付が必要です）
- オ 児童・生徒会費、PTA会費
- カ 卒業アルバム代
- キ オンライン学習通信費

※国の単価基準に沿った上限額が定められており、全額を支給するわけではありませんのでご注意ください。

(2) 医療費

児童生徒が次の疾病にかかった場合の治療に要する経費

- ・トラコーマ ・結膜炎 ・中耳炎 ・慢性副鼻腔炎 ・むし歯 ・寄生虫病

※医療費の支給にあたっては、教育委員会が発行する医療券を、医療機関に提出する必要があります。

3. 申請の方法について

児童・生徒の在籍する学校に申し出て「就学援助受給申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、学校に提出してください。

裏面も必ずお読みください

4. 認定の可否について

年度当初の認定を受けるためには、各学校が定める提出期限までに「就学援助受給申請書」を提出する必要があります。

(調査票の提出期限については各学校へ問い合わせてください)

提出期限終了後、軽米町教育委員会において申請書の内容の審査を行い認定の可否を決定し、申請書を提出した保護者の方全員に認定の可否を文書で通知します。

(文書の発送は令和8年5月中旬頃の予定です)

5. 就学援助費の支給時期について

年度当初の認定となった場合は、原則として以下の3期に分けて支給いたします。

- ・第1期 … 令和8年6月下旬
- ・第2期 … 令和8年9月下旬
- ・第3期 … 令和9年2月下旬

※状況により時期が若干変動することもありますのでご了承ください。

6. 特記事項

- (1) 生活保護を受けている方は、修学旅行費のみの支給となります。
- (2) 教育委員会が認定を行うにあたり、追加の確認や追加の資料提出を求める場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。
- (3) 認定を受けた後に、職業及び収入の変更、世帯員の変更等があった場合は、必ず軽米町教育委員会へご連絡ください。
- (4) 申請は随時受け付けていますので、家庭環境の変化（新型コロナウイルス感染症に伴う失業・収入の減少を含む）により経済的に困りの方は、学校又は教育委員会にお申し出ください。
- (5) 就学援助制度についての問い合わせは、児童生徒の在籍する学校又は軽米町教育委員会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(1) 軽米町教育委員会事務局 教育総務担当 TEL 0195-46-4743

(2) 軽米町内の小中学校

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 軽米町立軽米小学校 | TEL 0195-46-2614 |
| ② 軽米町立小軽米小学校 | TEL 0195-45-2312 |
| ③ 軽米町立晴山小学校 | TEL 0195-47-2214 |
| ④ 軽米町立軽米中学校 | TEL 0195-46-2414 |